

平成 29 年 3 月 3 日

大阪府「宿泊税」の変更

大阪府から協議のあった法定外目的税の変更について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせいたします。

変更後の大阪府宿泊税の概要は以下のとおりです。

課税団体	大阪府
税目名	宿泊税（法定外目的税）
課税客体	大阪府域内に所在するホテル、旅館、 <u>簡易宿所</u> （旅館業法第三条第一項の許可を受けて行う同法第二条第二項から第四項までの営業）及び国家戦略特別区域法第十三条第四項に規定する認定事業に係る施設への宿泊行為
税収の用途	大阪が世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに観光の振興を図る施策に要する費用に充てる
課税標準	大阪府内のホテル、旅館、 <u>簡易宿所</u> 又は <u>特区民泊</u> における宿泊数
納税義務者	大阪府内のホテル、旅館、 <u>簡易宿所</u> 又は <u>特区民泊</u> における宿泊者
税率	一人一泊について、宿泊料金が ・ 1万円以上1万5千円未満のもの 100円 ・ 1万5千円以上2万円未満のもの 200円 ・ 2万円以上のもの 300円
徴収方法	特別徴収
収入見込額	（平年度）1,092百万円
非課税事項	宿泊料金が一人一泊1万円未満の宿泊
徴税費用見込額	（平年度） 66百万円
課税を行う期間	条例施行後5年を目途に見直し規定あり

※ 下線部が変更箇所を示す。

- ・ 平成 28 年 12 月 20 日 大阪府議会にて改正条例案可決
- ・ 平成 28 年 12 月 28 日 総務大臣協議
- ・ 平成 29 年 3 月 3 日 総務大臣同意
- ・ 平成 29 年 7 月 1 日 改正条例施行（予定）

担当：自治税務局企画課 榎戸係長、濱田
TEL03-5253-5658 FAX03-5253-5659